

掛川市規則第 27 号

掛川市中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成 26 年 9 月 30 日

掛川市長

(別紙)

掛川市中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律
施行細則の一部を改正する規則

掛川市中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則
(平成20年掛川市規則第33号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

掛川市中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特
定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則

第1条中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を
「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の
支援に関する法律」に改め、「第4条第1項」の次に「及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及
び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号)附則第2
条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑
な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項」を
加え、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令」を
「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の
支援に関する法律施行令」に、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援
に関する法律施行規則」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人
等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則」に改める。

第4条中「生活保護法施行規則(昭和25年法律第21号。以下「保護省令」という。)第2条第1項
の書面」を「保護法第24条第1項に規定する申請書」に改め、同条第3項中「保護省令第2条第3
項の書面」を「生活保護法施行規則(昭和25年厚生省令第21号)第1条第5項に規定する申請書」
に改め、同条第4項中「書面」を「申請書」に改める。

第5条第1項中「第24条第1項」を「第24条第3項」に、「同条第5項」を「同条第9項」に改
める。

第7条中「調査を委託し、又は報告」を「資料の提供等」に改める。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。